平成２９年（再イ）第１７号

三重県志摩市阿児町鵜方750番地41

再生債務者　松尾　千秋

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２９年（再イ）第１５号

広島県呉市音戸町波多見６丁目９番４号

再生債務者　北本　達也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日　　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（再イ）第１６号

広島県呉市音戸町波多見６丁目９番４号

再生債務者　北本　加苗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日　　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（再イ）第１４号

山口県防府市大字西浦389番地の27

再生債務者　羽仁　　亨

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日　　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第２２号

山口市仁保中郷760番地８

再生債務者　中村　一朗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日　　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第２４号

山口市平井1399番地、前住所山口市吉田3127番地１　クラヴィエｉＢ202号

再生債務者　椙山　智昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日　　山口地方裁判所

平成２９年（再イ）第１１号

鹿児島県鹿屋市寿３丁目10番11号　中尾アパート101号

再生債務者　義井健太郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年４月５日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第１号

平成30年４月３日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成30年４月19日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｌ181号

2．名称　アズビル金門青森株式会社

3．住所　青森県青森市野木字山口245－８

4．特定計量器の種類　水道メーター

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第二号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成三十年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

二一　試験場所　平成三十年六月二十二日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

二二　試験期日　平成三十年四月十九日

二三　教習場所　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　つくばセンター（茨城県つくば市東一丁目一番地一）

二四　教習期間　平成三十年九月十一日から平成三十年十二月七日まで

二五　教習科目　数学、物理及び一般常識

二六　入所定員　四十名

二七　受験願書等の提出期限　平成三十年五月十七日必着

二八　受験願書等提出先　〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

二九　提出書類（各一通）

1　一般計量教習入所試験受験願書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第1）

2　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）

3　推薦書（受験者の氏名、受験理由、勤務先所属長の推薦理由、役職名、氏名を記し、施印した推薦書）。推薦書の提出のない受験者には、一に記す期日に、入所試験終了後面談を実施する。

4　写真（大きさは、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもので、裏面に氏名を自署し履歴書に貼付すること）

5　健康診断書（提出日前一年以内に診断を受けたもの）

6　受験者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

三十　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

三一　その他

国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　https://www.nmij.jp/~metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。

教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成30年４月19日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事完了の日
東北縦貫自動車道弘前線	岩手県奥州市胆沢区小山（奥州スマートＩＣ）	改築工事	平成30年４月20日